

2022年6月1日

関係者各位

千代田インテグレ株式会社
内部監査室長

内部通報制度運用規程改訂のお知らせ

公益通報者保護法の改正（2022年6月施行）に伴い、その改正内容に準拠するように内部通報制度運用規程を一部変更致しましたのでお知らせします。

〈主な変更点〉

■通報対象者

通報対象者に関しては、これまで正社員・契約社員・委託社員・シニア社員・パートタイマー・派遣社員を含むすべての従業員としていましたが、退職者及び役員を追加しました。なお、退職者については1年以内に退職された方が対象となります。

■従事者の明確化

内部通報者からの通報を受け付け、その内容に関する情報の守秘義務を負う者を従事者と称します。その詳細は下記の通りです。

本制度の執行責任者：コンプライアンス担当取締役
内部通報受付窓口：内部監査室長
外部受付窓口：会社が指定する法律事務所の担当者

■匿名による通報の取り扱い

公益通報者保護法に規定される通報対象事実と判断される通報については、匿名による通報等についても受け付けることとしました。

■内部通報者の保護

公益通報者保護法に規定される通報対象事実と判断される通報を行った内部通報者に対して解雇などの不利益な取扱いを禁止するため、「通報者を探索した者」や「通報者に対して不利益な取扱いをした者」に対して、懲戒処分その他適切な措置をとることとしました。

以上

詳細については、当社ホームページのCSR情報をご覧ください。

(<https://www.chiyoda-i.co.jp/profile/csr>)